

令和5年度

児童養護施設退所者等に対する
自立支援資金貸付の手引き

社会福祉法人長崎県社会福祉協議会

目 次

1	貸付制度の概要	1
	新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困りの方	2
2	貸付の申請	3
3	貸付の決定と交付等	4
4	貸付契約の解除	4
5	返還	5
6	返還の債務の履行猶予	6
7	返還の債務の当然免除	6
8	返還の債務の裁量免除	7
	【就業等の考え方】	8
9	現況確認	9
10	問合せ先及び提出先	9
	【よくある質問】	10
	【各種手続】	13
	【フローチャート】進学者、就職者、資格取得者	17
	【様式一覧】	20

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付の手引き

大学等への進学や就職に伴い児童養護施設等を退所した後の安定した生活基盤をつくるうえで必要な資金を貸付け、自立の促進を図ることを目的とします。また、児童養護施設に入所中等に就職するうえで必要な資格の取得にかかる費用を貸付します。

貸付終了後、一定期間就業した場合は、全額又は一部返還が免除されます。

1 貸付制度の概要

種類	対象者	期間	貸付額	返還免除
生活支援費	児童養護施設等※退所者又は里親等※委託解除者のうち保護者等から経済的な支援が見込まれない者であって、大学等に在学する者	大学等の正規修学年数	月額5万円 <u>※医療機関を定期的 に受診する場合、貸 付期間のうち2年間 までは医療費などの 実費相当額を追加可 能</u>	大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間就業を継続した場合は、全額免除
家賃支援費	児童養護施設等退所者又は里親等委託解除者のうち保護者等から経済的な支援が見込まれない者であって、大学等に在学する者又は就職している者	(進学者) 大学等の正規修学年数 (就職者) 施設退所等から2年を限度とする就労期間	相当額（居住する地域の生活保護制度の住宅扶助額を上限） 長崎市：36,000円	(進学者) 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間就業を継続した場合は、全額免除 (就職者) 就職した日から5年間就業を継続した場合は、全額免除
資格取得支援費	児童養護施設等に入所中、退所した者又は里親等に委託中、解除された者であって、就職に必要な資格の取得を希望する者		資格取得に要した費用の実費とし、25万円を上限（千円未満切捨）	就職した日から2年間就業を継続した場合は、全額免除

○利子：無利子

○連帯保証人：原則、成年者で独立の生計を営む者を1名立ててください。

ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付けを受けることができます。

○実施主体：長崎県社会福祉協議会

○申込方法：申請書に必要な書類を添えて長崎県社会福祉協議会に提出してください。

※児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

1-2 新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困りの方

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減り、経済的に厳しい状況がある場合、生活支援費や家賃支援費の貸付けができます。

借りた資金は5年間の就業継続で返還が免除になります。

対象者		
施設等を退所・委託解除後に就職した方		
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し経済的に厳しい状況にある者 ・家賃支援費は、退所・委託解除後3年以内の者 ・施設等を退所後、進学したのちに就職した者は対象となりません 		
種類	貸付額	期間
生活支援費	月額8万円	最大12か月間（求職期間含む）
家賃支援費	1月あたりの家賃相当額 （管理費・共益費含む） ※居住地域の生活保護制度上の住宅扶助基準額（単身世帯の額）が限度	退所又は委託解除後から最大3年間 ※退所日によって貸付期間は異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
返還免除		
施設等を退所・委託を解除後に就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき		
対象者		
施設等を退所・委託解除後に進学した方		
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者 		
種類	貸付額	期間
生活支援費	月額5万円 <u>プラス3万円</u>	増額分は最大12か月間
返還免除		
大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき		

2 貸付の申請

児童自立支援資金の貸付けを希望する者は、下記の書類を準備し児童養護施設等又は児童相談所を通じて長崎県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）に提出してください。

(1) 生活支援費

- ① 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付申請書（様式第1号）
- ② 児童養護施設等の施設長意見書（様式第2号）
- ③ **申請者が未成年の場合**法定代理人の同意書（取れない場合は不要。）（様式第3号）
- ④ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第4号）
- ⑤ 住民票抄本（世帯全員のもので個人番号の記載がないもの）
- ⑥ 大学等の在学証明書
- ⑦ 修学期間の収支計画書（任意様式）

(2) 家賃支援費

- ① 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付申請書（様式第1号）
- ② 児童養護施設等の施設長意見書（様式第2号）
- ③ **申請者が未成年の場合**法定代理人の同意書（取れない場合は不要。）（様式第3号）
- ④ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第4号）
- ⑤ 住民票抄本（世帯全員のもので個人番号の記載がないもの）
- ⑥ 進学者にあっては、大学等の在学証明書
- ⑦ 就職者にあつては、業務従事報告書（様式第22号）等就業先がわかる書類
- ⑧ 賃貸借契約書の写し（家賃がわかる部分を含む）

(3) 資格取得支援費

- ① 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付申請書（様式第1号）
- ② 児童養護施設等の施設長意見書（様式第2号）
- ③ **申請者が未成年の場合**法定代理人の同意書（取れない場合は不要。）（様式第3号）
- ④ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第4号）
- ⑤ 住民票抄本（世帯全員のもので個人番号の記載がないもの）
- ⑥ 資格取得に係る費用がわかる書類（見積書の写し等）
- ⑦ 進学者にあつては、大学等の在学証明書

注意) (1) (2) (3) のいずれの申請においても、書類の漏れがないように申請書チェックシートで確認のうえ、申請書に添えて提出してください。

3 貸付の決定と交付等

(1) 貸付決定

貸付けの可否は「自立支援資金貸付決定通知書」又は「自立支援資金貸付不承認通知書」により申請者等と入所していた施設にも併せて通知します。

(2) 提出書類

「貸付決定通知書」を受け取った日から 概ね2週間以内に次の①～④の書類を提出してください。

- ① 自立支援資金借用書(借用金額に応じた収入印紙を貼付し、割印が必要です。)

【収入印紙】

○10万円以下の場合	200円
○10万円超～50万円以下の場合	400円
○50万円超～100万円以下の場合	1,000円
○100万円超の場合	2,000円

- ② 印鑑証明書(申請者と連帯保証人分) ※発行から3か月以内のもの
③ 振込口座申請書
④ 振込口座通帳のコピー(金融機関名、支店名、口座番号、カタカナ口座名義のわかるページ)

(3) 資金の交付

- ① 家賃支援費及び生活支援費
原則として、年間を半期に分割し、各6か月分を交付します。
② 資格取得支援費
一括で交付します。

(4) 資格取得後の提出書類

資金の交付後、資格を取得したときは、直ちに資格取得届(様式第20号)に取得した資格がわかる書類(写し)[例 運転免許証の写し]を添付して提出してください。

4 貸付契約の解除

次のいずれかに該当する場合には、貸付契約が解除されます。状況に応じて所定の届を提出してください。

なお、貸付辞退により借用金額に差異が生じた場合、借用書の再提出を求める場合があります。

(1) 貸付けを受けている進学者が大学等を退学したとき

- ・休学・退学・停学・留年届（様式第14号）
- (2) 貸付けを受けている就職者が就業先を退職したとき
 - ・退職届（様式第18号）
- (3) 貸付けを受けている進学者又は就職者が自立支援資金の貸付けを受けることを辞退したとき
 - ・自立支援資金貸付辞退届（様式第7号）
- (4) 貸付けを受けている進学者又は就職者が死亡したとき
 - ・借受人死亡届（様式第21号）
- (5) 虚偽その他不正の方法により自立支援資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき
- (6) その他自立支援資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

注意）これらに該当した場合は、まずは県社協担当者にご電話でお知らせください。

5 返還

次のいずれかに該当する場合には、事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金を返還していただきます。

(1) 返還対象

- ① 貸付契約が解除されたとき
- ② 進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき
- ③ 資格取得支援費の貸付けを受けた方が、資格を取得する見込みがなくなったと認められるとき
- ④ 業務外の事由により死亡又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

(2) 提出書類

自立支援資金返還計画書（様式第9号）

(3) 返還方法

返還金は、原則として月賦により指定された県社協の金融機関口座へ送金していただきます。

なお、繰り上げて返還することは可能です。

6 返還の債務の履行猶予

次のいずれかに該当する場合には、その事由が継続する間、返還の債務の履行を猶予することができます。

(1) 猶予対象

- ① 進学者が貸付契約を解除された後も引き続き大学等に在学しているとき
- ② 資格取得希望者が児童養護施設等に入所中、又は里親等へ委託中であるとき
- ③ 資格取得希望者が大学等（大学院を含む）に在学しているとき
- ④ 進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき
- ⑤ 進学者、就職者又は資格取得希望者が一旦離職後、求職活動をしているとき
- ⑥ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(2) 提出書類

- ① 自立支援資金返還猶予申請書（様式第10号）
- ② 業務従事報告書（様式第22号）、在学証明書等、事由を証明する書類

(3) 提出期限

当該事由が生じた日から14日以内

(4) 猶予の決定

申請に基づき返還猶予の可否及び期間を決定し、その結果を借受人、連帯保証人に通知します。

7 返還の債務の当然免除

次のいずれかに該当する場合には、返還の債務の全部が免除されます。

(1) 免除の条件

- ① 進学者
借受人が大学等を卒業した日から1年以内に就職し、5年間継続して就業に従事したとき
- ② 就職者
借受人が就職した日から5年間継続して就業に従事したとき
- ③ 資格取得希望者
 - ・借受人が就職した日から2年間継続して就業に従事したとき
 - ・借受人が大学等へ進学した後に貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、2年間継続して就業に従事したとき
- ④ 進学者・就職者・資格取得希望者共通

借受人が就業期間中に業務に起因する死亡、又は疾病、その他やむを得ない理由により就業を継続することができなくなったと認められるとき

注意) 返還免除要件を達成するまでの期間は、返還猶予を受けておく必要があります。期限までに手続がなく猶予を受けていない場合は、返還免除とならず、業務に従事していた場合であっても返還開始となりますのでご注意ください。

(2) 提出書類

- ① 自立支援資金返還当然免除申請書 (様式第11号)
- ② 業務従事証明書(様式第11-2号)等、事由を証明する書類
- ③ (1)④の場合、当該理由についての証明書となる医師の診断書等の写し
※その他、必要な書類の提出を求めることがあります。

(3) 免除の決定

返還免除の可否は、審査のうえ決定し、借受人等と出身施設等にも併せて通知します。

8 返還の債務の裁量免除

次のいずれかに該当する場合には、裁量により一部が免除されることがあります。

(1) 免除対象

- ① 貸付けを受けた進学者又は就職者が貸付けを受けた期間以上就業を継続したと認められるとき
- ② 貸付けを受けた資格取得希望者が1年以上就業を継続したと認められるとき
※ただし、本人の責による事由で免職又は特別な事情がなく退職した方については免除対象となりません。

(2) 返還免除額の算出方法

免除の額は、就業を継続した期間を、貸付を受けた期間(この期間が4年に満たないときは4年とする。)の4分の5に相当する期間で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

ただし、(1)②の場合は返還の債務の額に2分の1を乗じて得た額とする。

(3) 提出書類

- ① 自立支援資金返還裁量免除申請書 (様式第12号)
- ② 業務従事証明書(様式第11-2号)等、事由を証明する書類
※その他、必要な書類の提出を求めることがあります。

(4) 免除の決定

返還免除の可否は、審査のうえ決定し、借受人等と出身施設等にも併せて通知します。

【就業等の考え方】

(1) 「就業」の定義

1週間の所定労働時間が20時間以上である労働をいいます(1日当たりの労働時間に特段の定めはありません)。

(2) 「就業継続」についての考え方

- ① いったん離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合は、求職期間中も継続して就業しているものとみなし、就業継続期間に算入します。ただし、算入できる期間は最長1年間となります。

なお、就業継続期間に算入できなかった1年を超えた求職期間については、就業しているものとみなして裁量猶予の対象とします。

- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により退職したが、その事由が止んだ後に再就職が見込まれる場合には、引き続き就業しているものとみなします。ただし、当該離職期間は就業継続期間には算入されません。

※「その他やむを得ない事由」は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合となります。

(3) 「求職活動」についての考え方

公共職業安定所等に求職登録をしたうえで、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 月1回以上求人への応募を行った場合
- ② 次のような活動を、原則月2回以上行っている場合
- ・公共職業安定所、許可又は届出のある民間民間職業紹介機関、労働派遣機関等が行う職業相談及び職業紹介等
 - ・公的機関等が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等
- ※単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは、求職活動には該当しません。
- ③ 公共職業安定所長の指示又は推薦により公共職業訓練等を受講する場合
- ④ 就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合
- ⑤ 公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合
- ⑥ 公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合
- ⑦ 就労系障害福祉サービス等を利用している場合

就職した後に一旦離職し、求職活動を行った期間は、返還免除の要件である就業継続期間に最長1年間算入されます。返還免除の審査に必要ですので、求職活動実施状況届(様式第19号)を県社協へ提出してください。

9 現況確認

生活支援費及び家賃支援費の借受人は、返還債務の手続きが完結するまでの間、当該年の4月1日の現況を報告してください。

(1) 提出書類

- ① 現況報告書(様式第23号)
- ② 在学中にあっては在学証明書
- ③ 在職中にあっては業務従事報告書(様式第22号)

(2) 提出期限

毎年4月15日頃まで

10 問合せ先及び提出先

〒852-8555

長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター2階
長崎県社会福祉協議会 生活支援課

【児童養護施設退所者等に対する自立支援金貸付担当】

TEL：095-894-4027 / FAX：095-844-5948

【よくある質問】

(1) 申請方法について

Q1 児童養護施設退所児童等自立支援資金の手続きはどうすればいいですか。

A 対象となる方が申請書類を作成し、児童養護施設等又は里親等を通じて長崎県社会福祉協議会生活支援課にお申し込みください。

Q2 コロナウイルスによる影響を受ける進学者・就職者を対象とした増額・延長はどう申し込めばいいですか。

A 児童養護施設等又は里親等を通じて長崎県社会福祉協議会生活支援課にお申し込みください。なお、増額・延長の措置は、現状、当該貸付を受け、交付中の方も対象となります。

(2) 貸付対象について

Q1 施設入所等の措置延長がされている場合は貸付対象となりますか。

A 措置延長されている場合は資格取得支援資金のみ対象となります。措置解除後に対象となる場合にはお申し込みできます。

Q2 大学や専門学校在学中に措置延長の期限に至り、措置解除された場合、貸付けは受けられますか。

A 措置解除された時点で大学等に在学中の場合は、卒業までの期間、進学者として貸付けを受けることができます。

なお、措置解除から卒業までの期間がわずかであっても、卒業後に就職者として貸付けを受けることはできません。

Q3 保護者が生活保護を受給しているなどして経済的に支援することができない場合、「保護者等からの支援が得られない」に該当しますか。

A 当該ケースでは保護者等からの支援が得られないものと判断できます。

Q4 施設退所後に1年間大学に通い、2年次から生活支援資金と家賃支援資金の貸付を受けることができますか。

A 2年次から貸付を受けることは可能ですが、正規の修学期間（この場合は大学2年～4年次分）を対象とした貸付けとなります。

Q5 施設を退所してから1年後に専門学校に進学した場合、生活支援資金と家賃支援資金を受けることができますか。

A 進学を機に施設退所した方でないと、貸付対象となりません。就職した場合も同様です。

Q6 大学に進学する予定ですが、授業料については日本学生支援機構の奨学金との併用は可能ですか。

A 各種奨学金との併用は可能です。

（3）貸付額について

Q1 大学進学に伴い、生活支援費と家賃支援費の利用を考えていますが、申請にあたって準備することはありますか。

A 新たな住まいで一人暮らしをしながら卒業まできちんと生活していくことは、とても大変なことです。そのためには、しっかりとした見通し、特に修学期間（大学なら4年間）を通した、学費や生活費などの費用と奨学金、アルバイト、貸付金などの収入を対比した、無理のない資金計画をたてることが大切です。申請の際に、「修学期間の収支計画書」の提出が必要となりますので、先生方とよく相談しながら、しっかりとした計画を考えてください。

Q2 家賃支援資金を申請するにあたり、基準額はどのように確認すればいいですか。

A 長崎県内にお住いの場合には、長崎県社会福祉協議会生活支援課にお問い合わせください。県外の場合はそれぞれ級地が設定されているため、住所地を管轄する福祉事務所にお問い合わせください。

(4) 貸付金の送金について

Q1 貸付決定になった場合に貸付金はどのような形で送金されますか。

A 貸付決定後に借用書により契約を交わした後、指定の口座に送金をします。
詳細については長崎県社会福祉協議会生活支援課にお問い合わせください。

(5) 貸付期間中について

Q1 大学に進学して貸付けを受けていたが、中退して就職した場合は、貸付はどうなりますか。

A 原則として、貸付対象とはならず、それまでの貸付金は返還対象となります。
詳細については長崎県社会福祉協議会生活支援課にお問い合わせください。

Q2 大学院に進学した場合は貸付の対象となりますか。

A 大学院等へ進学した場合は、貸付対象とはなりません。

Q3 大学在学中に、やむを得ない理由で1年休学することになりましたが、卒業までの期間の貸付を受けることはできますか。

A 理由に関わらず、正規の修学期間以上の貸付けはできません。
詳細については長崎県社会福祉協議会生活支援課にお問い合わせください。

(6) 返還について

Q1 返還決定した後に計画通りに返済しなかった場合は、どのようになりますか。

A 返還期限を過ぎると、残元金に対して3.0%の延滞利子が発生します。
(令和2年3月以前契約分は5.0%)

(7) 現況報告について

Q1 現況報告書等は毎年提出する必要がありますか。

A 現況報告書は、返還債務の手続きが完了するまでの間、その年の4月1日の現況について毎年4月15日までに県会協会長に報告する必要があります。
その際は、修学中の方は在学証明書を、在職中の方は業務従事報告書を添付してください。

【各種手続】

(1) 進学者

区分	事項	提出書類	様式
在学中	資金の貸付を受けようとするとき	自立支援資金貸付申請書 施設長又は児童相談所長の意見書 法定代理人の同意書 個人情報の取扱同意書 住民票の写し 在学証明書 賃貸契約書の写し（家賃月額の記事部分） 修学期間の収支計画書 申請書チェックシート	第1号 第2号 第3号 第4号
	貸付決定を受けたとき	借用書（収入印紙を貼付） 振込口座申請書 振込口座通帳の写し 印鑑登録証明書（発行から3か月以内）	第5号 第6号
	家賃額が変更したとき	家賃支援費資金貸付変更申請書	第8号
	貸付を受けることを辞退するとき	自立支援資金辞退届	第7号
	休学、退学、停学、留年したとき	休学・停学・退学・留年届	第14号
	復学したとき	復学届	第15号
	修学中に定期的に提出	年に1回：現況報告書（4月） ただし在学証明書を添付	第23号
卒業後	卒業したとき	卒業届 卒業証書の写し	第16号
	就職したとき	業務従事報告書 自立支援資金返済猶予申請書	第22号 第10号
	就職先を変更したとき	就業先変更届 業務従事証明書	第17号 第11-2号
	退職したとき	退職届	第18号
	求職活動をしているとき	求職活動実施状況届	第19号
	5年間就業を継続し、返還債務の免除を申請するとき	自立支援資金返還当然免除申請書 業務従事証明書	第11号 第11-2号
	退職し、返還を希望するとき	退職届 自立支援資金返還計画書	第18号 第9号
	就業中に定期的に提出	年に1回：現況報告書（4月） ただし業務従事報告書を添付	第23号 第22号

(2) 就職者

区分	事項	提出書類	様式
申請時	資金の貸付を受けようとするとき	自立支援資金貸付申請書 施設長又は児童相談所長の意見書 法定代理人の同意書 個人情報の取扱同意書 住民票の写し 業務従事報告書等就職先がわかる書類 賃貸契約書の写し（家賃月額の記載部分） 申請書チェックシート	第1号 第2号 第3号 第4号 第22号
貸付決定後	貸付決定を受けたとき	借用書（収入印紙を貼付） 振込口座申請書 振込口座通帳の写し 印鑑登録証明書（発行から3か月以内）	第5号 第6号
	家賃額が変更したとき	家賃支援費資金貸付変更申請書	第8号
	貸付を受けることを辞退するとき	自立支援資金辞退届	第7号
	就職したとき	業務従事報告書 自立支援資金返済猶予申請書	第22号 第10号
	就職先を変更したとき	就業先変更届 業務従事証明書	第17号 第11-2号
	退職したとき	退職届	第18号
	求職活動をしているとき	求職活動実施状況届	第19号
	5年間就業を継続し、返還債務の免除を申請するとき	自立支援資金返還当然免除申請書 業務従事証明書	第11号 第11-2号
	退職し、返還を希望するとき	退職届 自立支援資金返還計画書	第18号 第9号
就業中に定期的に提出	年に1回：現況報告書（4月） ただし業務従事報告書を添付	第23号 第22号	

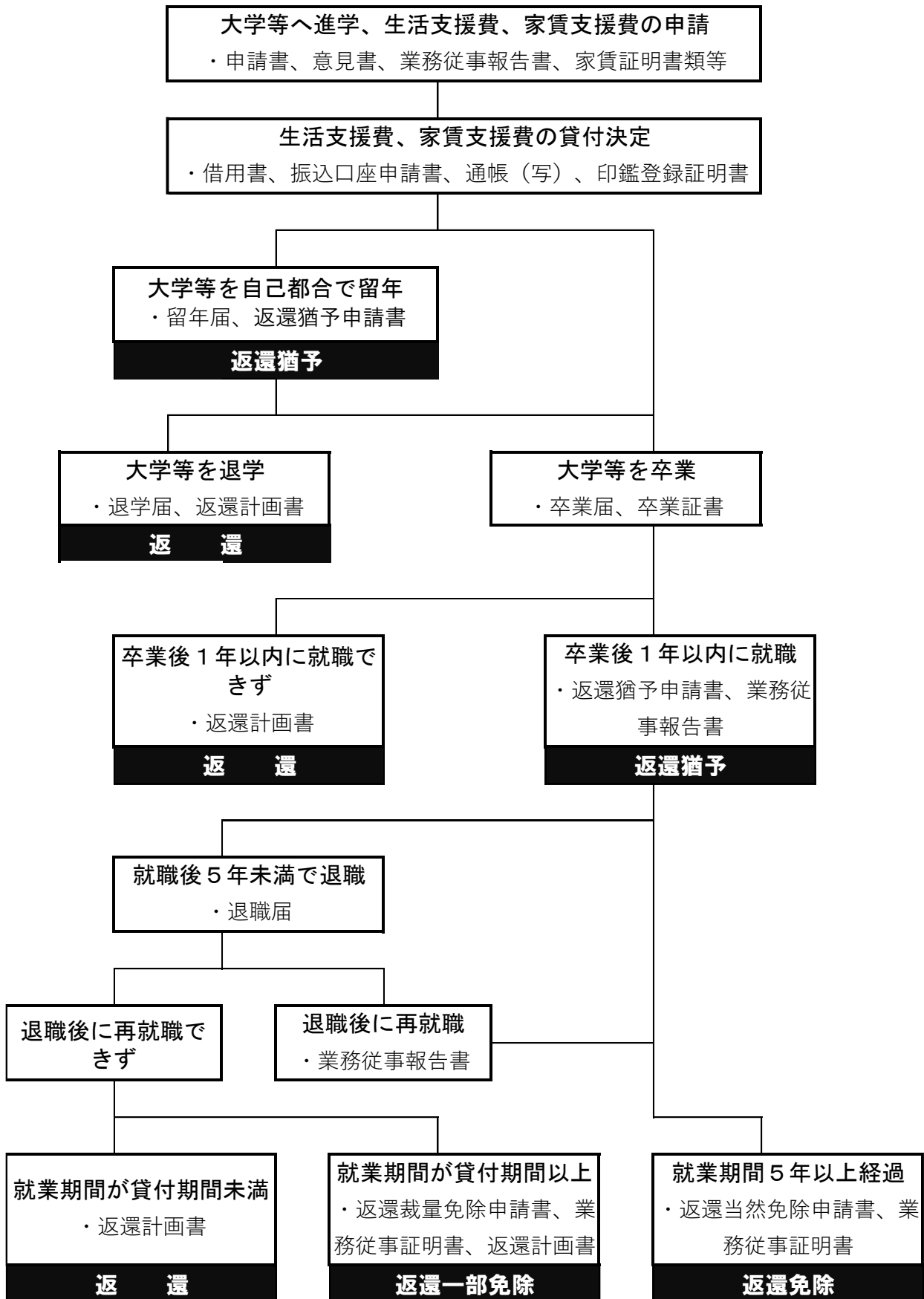
(3) 資格取得支援費希望者

区分	事項	提出書類	様式
申請時	資金の貸付を受けようとするとき	自立支援資金貸付申請書 施設長又は児童相談所長の意見書 法定代理人の同意書 個人情報の取扱同意書 住民票の写し 資格取得に係る費用がわかる書類（見積書の写し等） 進学者は、大学等の在学証明書 申請書チェックシート	第1号 第2号 第3号 第4号
貸付決定後	貸付決定を受けたとき	借用書（収入印紙を貼付） 振込口座申請書 振込口座通帳の写し 印鑑登録証明書（発行から3か月以内）	第5号 第6号
	資格を取得したとき	資格取得届 取得した資格がわかる書類（写し） ※在学又は就職している場合は、 自立支援資金返済猶予申請書 在学証明書 業務従事証明書	第20号 第10号 第11-2号
	2年間就業を継続し、返還債務の免除を申請するとき	自立支援資金返還当然免除申請書 業務従事証明書	第11号 第11-2号
	就職先を変更したとき	就業先変更届 業務従事証明書	第17号 第11-2号
	退職し、返還を希望するとき	退職届 自立支援資金返還計画書	第18号 第9号
	在学中又は就業中に定期的に提出	年に1回：現況報告書（4月） ただし在学、業務従事報告書を添付	第23号 第22号

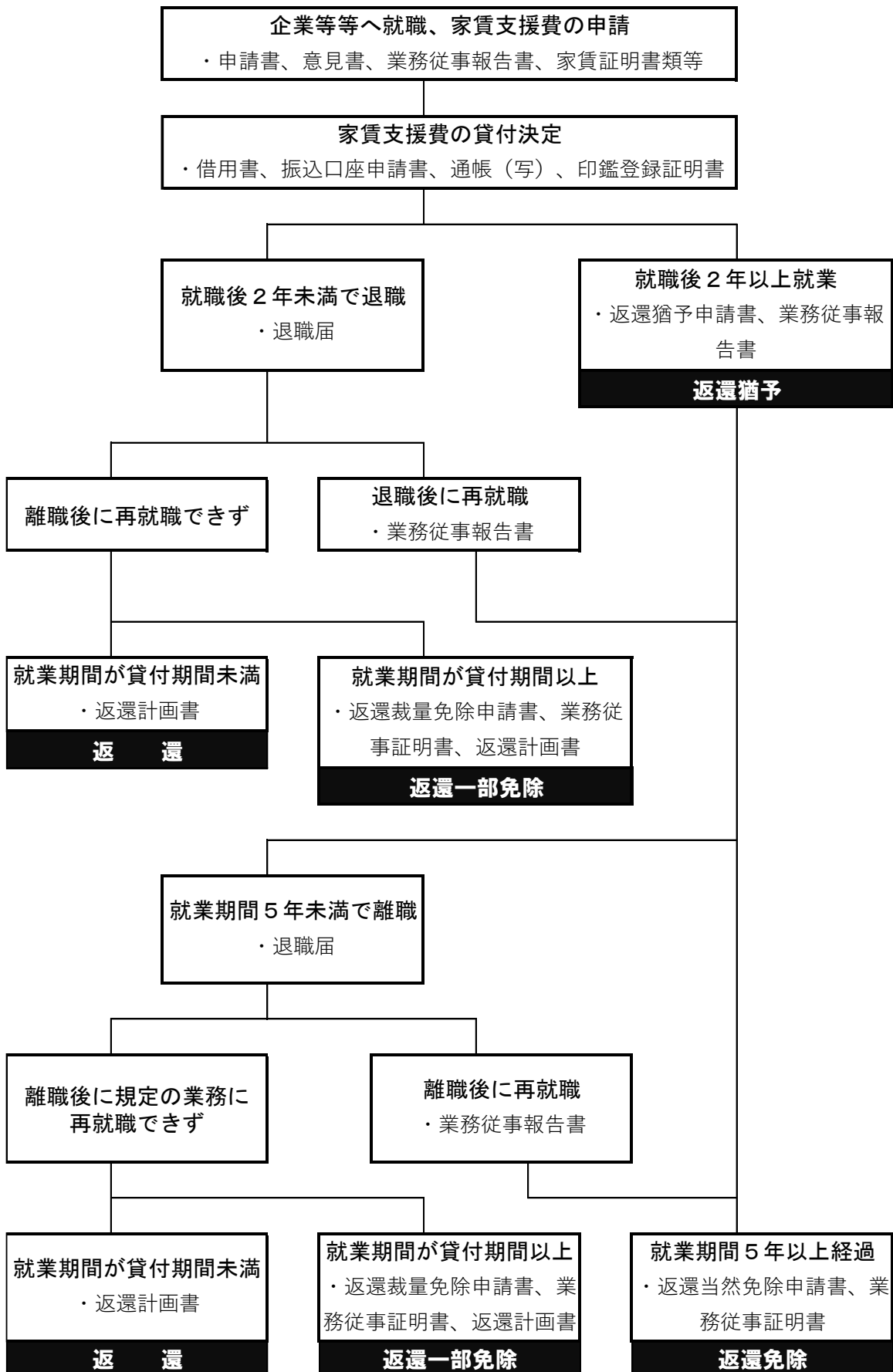
(4) 進学者、就職者、資格取得者共通

区分	事項	提出書類	様式
その他	借受人が死亡したとき	借受人死亡届 死亡診断書の写し	第21号
	住所又は氏名を変更したとき	氏名等変更届 ※転居の場合は住民票、家賃支援費利用の場合は家賃がわかる書類を添付	第13号
	連帯保証人の住所又は氏名に変更があるとき	氏名等変更届 ※転居の場合は住民票、家賃支援費利用の場合は家賃がわかる書類を	第13号
	連帯保証人を変更したいとき	連帯保証人変更届 新連帯保証人の印鑑証明書	第24号
	返還猶予を申請するとき	自立支援資金返済猶予申請書 在学証明書 業務従事報告書	第10号 第22号

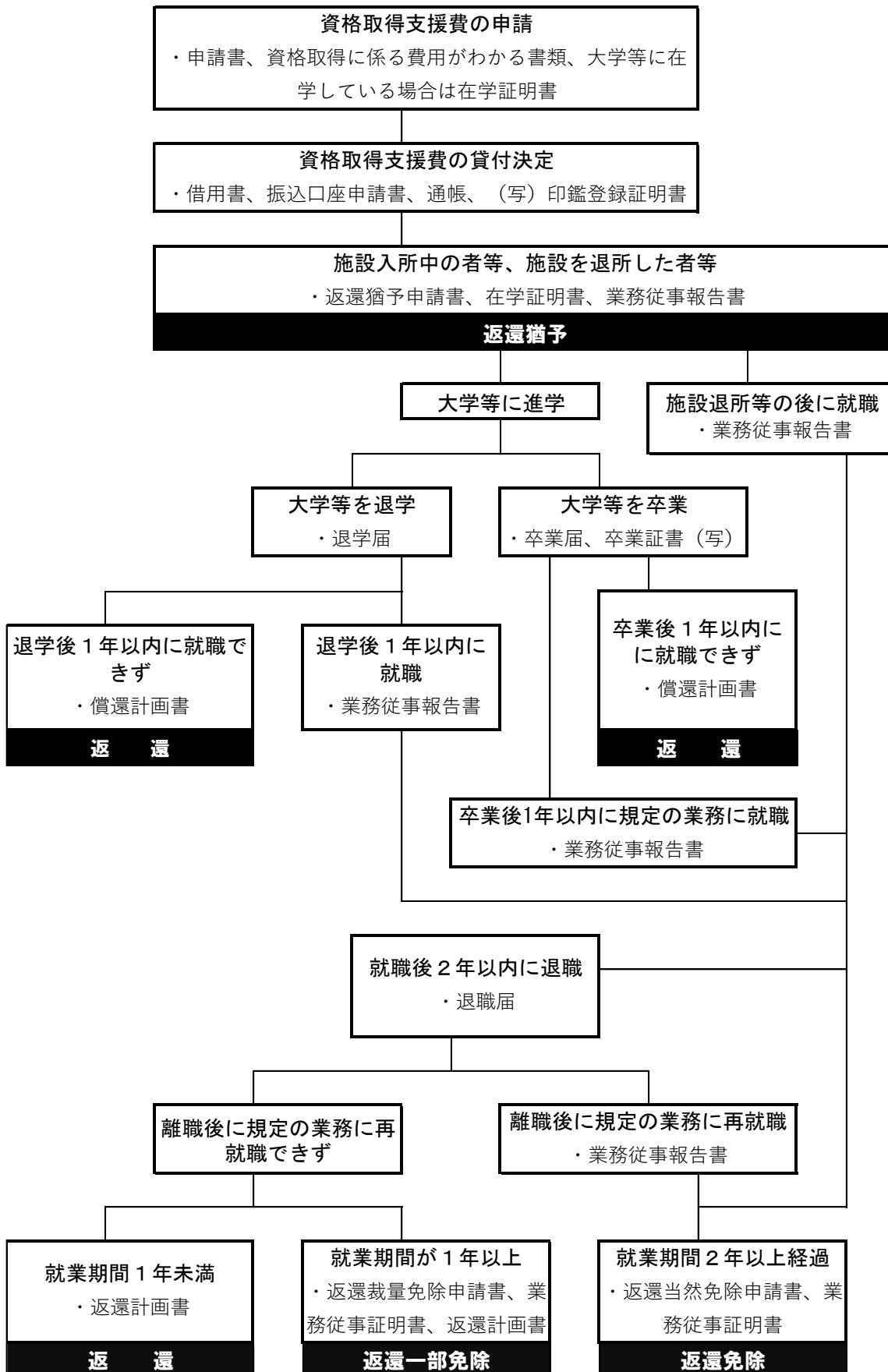
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付（進学者）フローチャート



児童養護施設退所者等自立支援資金貸付（就職者）フローチャート



児童養護施設退所者等自立支援資金貸付（資格取得者）フローチャート



様式一覧

様式番号	様式名
様式第 1 号	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付申請書
様式第 2 号	児童養護施設等の施設長意見書
様式第 3 号	法定代理人の同意書
様式第 4 号	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付における個人情報の取扱同意書
様式第 5 号	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金借用書
様式第 6 号	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金振込口座申請書
様式第 7 号	自立支援資金貸付辞退届
様式第 8 号	家賃支援費貸付変更申請書
様式第 9 号	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金返還計画書
様式第 10 号	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金返還猶予申請書
様式第 11 号	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金返還当然免除申請書
様式第 11 - 2 号	業務従事証明書
様式第 12 号	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金返還裁量免除申請書
様式第 13 号	氏名等変更届
様式第 14 号	休学・退学・停学・留年届
様式第 15 号	復学届
様式第 16 号	卒業届
様式第 17 号	就業先変更届
様式第 18 号	退職届
様式第 19 号	求職活動実施状況届
様式第 20 号	資格取得届
様式第 21 号	借受人死亡届
様式第 22 号	業務従事報告書
様式第 23 号	現況報告書
様式第 24 号	連帯保証人変更届
	申請書チェックシート